

「仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例」
改正素案に寄せられた意見と意見に対する考え方について

○意見総数：93件 ※説明会における意見を含む

1 制度全般に関するもの（17件）

No.	ご意見（概要）	本市の考え方
1	環境負荷が少ない再生エネルギーの普及は必要なものと思われる。一方で、行き過ぎた森林伐採など、環境破壊につながるような不適切なメガソーラーについては、新たな設置を抑制していく必要があると思われる。このたびの太陽光条例の改正案に関しては、このような方向性を前提に、より一層踏み込んで内容となっており、望ましい方向に向かっていくものと感じている。	本条例は、令和5年10月の施行から2年以上が経過し、この間、市内において、大規模な森林伐採が想定される施設を設置する構想の浮上や、施設の火災事故の発生、パネルの適正な廃棄にかかる懸念など、設置規制区域の在り方や、事業者の住民に対する説明責任、施設の適正な維持管理や廃棄に係る実効性確保などの課題が生じてきたところです。これらの課題等に対応し、市内の太陽光発電事業の適正化を図るため、1.「設置規制の強化、環境アセスメント制度との整合」、2.「地域共生に向けた、事業者責任の明確化」、3.「維持管理、廃棄対策、事故対応の強化」の3つの柱のもと、改正内容の検討を進めております。いただいたご意見を踏まえ、条例を厳格に運用することで、本市の豊かな自然環境の保全と適正な再生可能エネルギーの導入促進の両立を図り、市民の皆様の不安の解消につなげてまいりますとともに、今後の制度の在り方を検討していくうえでの参考とさせていただきます。
2	大規模発電（メガソーラー）の市内への設置については、「設置規制区域」の設定をはじめ、自然環境と災害リスクへの配慮および設置される地域の市民生活への影響なども慎重に検討の上、丁寧な説明と合意のもとに進めるべきと考える。	
3	この度の改正素案作成までに郡市長様はじめ環境局の皆さまの愛情とご努力に心から感謝申し上げます。課題に対してできる対策を練り上げ素案の中に具体的に表現されていると思う。自然と文化に恵まれたかけがえのない地に生まれ育ち生活している私達の生きる喜びを想像し、その声にしっかりと耳を傾けていただいたこと、なにより共に考え、未来の仙台のあるべき姿を実現すべくご奮闘いただいたこと、信頼すべき行政の在りようを見させていただいているように思う。	
4	秋保地内の里山に大規模な太陽光パネルの設置計画が予定されているようだが、山を荒らすだけ荒らして逃げていくことがないように、万が一、そのようなことがあれば、全責任は仙台市が取るとの条例を作してほしい。	
5	事業を行う会社の実態が見えにくい事業者による乱開発の懸念がある中、市民の不安が解消されたとは言えない。こんな条例で健全な導入といえるのか。	
6	仙台市の2050ゼロカーボンを実現するためには、太陽光を含めた再エネ事業の拡充強化は必須の課題である。仙台市が住宅を含む新築建造物への断熱気密化と太陽光発電搭載の義務化を検討提案されていることは歓迎するものである。しかし今回の条例案は、太陽光発電事業の規制を強化するものである。確かに、昨今の乱開発や環境破壊を伴うようなメガソーラー事業や計画があり、それに対し条例による規制強化で対応することについては、一定の理解はでき評価したいと思う。一方、「メガソーラー反対」を口実に、温暖化懐疑論や太陽光発電やソーラーパネルそのものを否定・攻撃するような伝聞・潮流が市民の中に広がっていることも現実である。このような、再エネをめぐる諸条件が交錯する中での規制強化の条例によって「悪貨が良貨を駆逐する」ような状況に陥らないように、慎重に検討し提案すべきと考える。	
7	現在の太陽光発電技術は、ソーラーパネルの寿命および周辺との接続部位における安全性、さらにはソーラーパネル廃棄の諸課題に大きな解決、克服すべき問題が山積している。爆発や環境汚染等の災害としての負荷は、確かに原子力発電と比べてはその程度が低いあるいは少ないものの、将来的に市政や市費の過剰な負担を生起するものと考えることが妥当と言える。それらの点について、推進ありきではない視点からの、中長期的な十分な検討が必要と考えられる。	

No.	ご意見（概要）	本市の考え方
8	本改正案は「どこを規制するか」は強く示されているが、反対に、どこへの設置を市として優先・推奨するのかという誘導策が見えにくい。森林地域や水道水源保全区域での規制強化は必要だが、それだけでは事業者が別の低リスクな場所へ適切に移るとは限らない。再生可能エネルギーの導入と自然環境保全を両立するためには、屋根上設置、既開発地、遊休地、工業系用途地域など、比較的望ましい立地の考え方も併せて示すことが重要と考える。そのため、条例改正にあわせて、望ましい立地への誘導方針や立地ガイドラインを公表していただきたい。	脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの普及拡大は全世界で取り組む必要があると考えております。本市としても、森林伐採を伴うメガソーラーではなく、建築物が集積するという本市の特性を活かし、屋根を活用した自家消費型の太陽光発電の導入を推進していくことが重要と考え、令和8年3月に市域の建築物に再生可能エネルギーの導入を促進するため、建築物省エネ法に基づく計画を定めるとともに、令和9年4月からは、ハウスメーカーやビル等の大規模建築物の建築主に対し、建築物の新築時に、一定量の太陽光発電の導入を義務付ける制度を開始することとしております。加えて、住宅や事業所への設置を後押しするための補助制度も実施しております。なお、本市では、メガソーラーへの補助は実施しておりません。
9	地域のゾーニングと同時に、規制地域と推奨地域の区別・明記をしてほしい。 目に余る乱開発型の再エネ事業を前に、自治体が規制の方向に向いている状況がある。しかし自治体によっては、地域を再エネ規制地域と推進地域にゾーニングしながら提示する試みも行われている。仙台市も推進地域と発電方法を示すような取り組みを期待する。例えば、田園地域のソーラーシェアリングや湖面の水上型太陽光発電、今回提案されている新築建造物の太陽光発電搭載、駐車場のソーラーカーポートなどが挙げられる。	今後とも、本市の自然環境の保全を図りつつ、地産地消型の再生可能エネルギーの普及拡大に取り組んでまいります。
10	仙台市内には高層のマンションやビルが多く建っている。屋上設置を活用する事を検討してはどうか。新築マンションや新築の企業ビルに対しては仙台市の条例案としてソーラーパネルの設置を義務付ける事で災害時にも活用できるのではないかと考える。	
11	環境配慮の観点から、太陽光発電については、中小規模の発電設備で地産地消を推進すべきと考える。	
12	太陽光発電施設に補助金を投入するのは停止してほしい。	
13	空き地（市街化調整区域）及び適地策定の推進による補助金支援を求めているが、市としてどのように考えているか。	
14	地上設置型太陽光発電設備が対象とのことだが、「地上設置型太陽光発電設備」の定義をより明確にするべき。例えば小さな小屋を建ててその上に巨大な太陽光発電設備を設置し、屋根設置型太陽光発電設備と言い張り条例逃れをすることができないようにしていただきたい。	本条例は、地上設置型の出力20kW以上の太陽光発電施設を対象としており、建築基準法第2条第1項に規定される建築物の屋根や屋上、壁面等に設置するものは対象外と定義しており、ご理解いただけるよう分かりやすい周知に努めてまいります。 また、ご懸念のように小屋を建て、その上に大型パネルを載せて屋根設置型と主張された場合、同法の構造基準を満たさず、違法な建築物として行政指導や工事停止命令などの対象となる可能性が高いと考えており、意図的な条例逃れがないよう法令等の適合状況を含め厳格に審査してまいります。
15	条例の改正素案については、今回のパブリックコメントなどを踏まえ、再度審議し、内容修正や必要項目を追加したりすることはあるのか？	パブリックコメントや説明会でいただいた多様なご意見はもとより、有識者等を構成員とする環境審議会や市議会のご議論、国による規制強化の動向、他都市の動向などを総合的に勘案したうえで、改正条例案の策定を進めてまいります。
16	新規施設の場合、パネルなどの工事費の価格が高騰しており、事業を融資で実施する場合については金利負担も高騰している。保険の加入や保証金、資力の確保などに係る事業者の負担の観点からも検討しているか確認したい。	太陽光発電施設の新設にあたり、保険加入や資力の確保を求めることが、事業者の皆さまに一定のご負担となることは認識しておりますが、一方で、自然災害等により第三者に被害を及ぼす事例や、事業終了後に撤去が行われず放置される事例が課題となっているため、被害の補償や原状復旧が確実に行われる体制をあらかじめ確保することが重要と考えております。こうした今般の条例改正の趣旨について、皆様にご理解をいただけるよう丁寧に周知してまいりますとともに、いただいたご意見は今後の制度の在り方を検討していくうえでの参考とさせていただきます。
17	事業者の負担増や事業実施が厳しくなるという点についてどのように考えてるか？	

2 設置規制に関するもの（14件）

No.	ご意見（概要）	本市の考え方
18	設置規制区域の他に、禁止区域を設定することはできないのか？	設置規制区域内の太陽光発電施設の設置を一律禁止にすることは、必要性又は合理性の面から、過度な規制として法令に抵触する可能性があることから、本市としては、法令への適合を前提とし、設置を原則禁止にしたうえで、個別の実態的な要件を判断していくという許可制度が妥当であると考えております。
19	設置規制区域図について、詳細な規制地域が分かりにくい。説明会当日に、わかりやすい内容のものを参加者全員に配布出来るようにしてほしい。	ご意見を踏まえ、説明会ではA3に拡大し、目印となる施設等を記載した地図を参加者全員に配布いたしました。改正条例が施行となった際には、設置規制区域の分かりやすい周知に努めるとともに、事業者に対しては土地の取得前など早い段階で本市に相談するよう促し、設置規制区域の該当については現地調査等も行いながら個別に確認してまいります。
20	太陽光パネルに含まれる有害物質に懸念があるのであれば、農業用水や農地エリアへの太陽光パネルの設置についても一定の規制が必要なのではないかと思われる。	農地については、農地法に基づく農地転用許可制度によって太陽光発電施設の設置規制がなされているほか、他の設置規制区域と異なり、森林伐採や斜面への設置等による災害発生リスクが低いことから、本条例では設置規制区域外としておりますが、事業者からは、太陽光パネルの含有物質の情報を事前に提出いただくほか、太陽光パネルが破損するような事故等が発生した場合には、周辺の水質調査や土壌調査の実施を指導するなどにより、環境の保全を図ってまいります。
21	今回の追加された設置規制区域の「森林地域」の再検討をしてほしい。追加された設置規制地域の「森林地域」のマップを見ると、西部地域のほとんどを覆っている。確かに、山野や丘陵地が多く森林が占めるが、人手が加わった田圃や畑地も広がっている。田圃や畑地は、ソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）のポテンシャルを持っており、その可能性も追求できるマップにすべきと考える。	改正条例で新たに設置規制区域とする「森林地域」とは、森林法第2条第1項に規定する森林が生育している地域であり、森林が生育していない田圃や畑地は該当しないこととなります。改正条例が施行となった際には、設置規制区域の分かりやすい周知に努めるとともに、事業者に対しては土地の取得前など早い段階で本市に相談するよう促し、設置規制区域に該当するかどうかについては、必要に応じて現地調査等も行いながら、個別に確認してまいります。
22	このたびの条例改正案では、水道水源保全区域や森林地域を新たな規制対象エリアとしているが、それ以外にも、観光エリアや文化財エリアなどの後世に残していくべきエリアにソーラーパネルが設置されると、大切な景観を損なうことに伴う甚大な経済的・文化的損失をもたらしてしまうことが予想されることから、そのようなエリアについても設置規制が必要と思われる。	改正条例では、森林地域を設置規制区域に設定することにより、特に景観が大きく変わる可能性の高い森林伐採は抑制が図られるものと考えており、観光エリアや文化財エリアを設置規制区域にすることは想定しておりませんが、設置規制区域外においても、すべての事業者の責務として、周辺環境との調和に配慮した太陽光パネルの色彩にすることや、フォトモンタージュによる比較結果を提出いただくことなどの景観保全に配慮した措置を講ずるよう求めてまいります。いただいたご意見を踏まえ、改正条例を厳格に運用し、本市の良好な景観を保全してまいります。
23	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律57号）第9条第1項の規定により、指定された区域のみならず、土砂災害区域全体について設置規制しなければ意味がないので、5条森林（民有林）を全て指定すべきではないか。	本条例では、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害特別警戒区域などの土砂災害に関するエリアをすでに設置規制区域としているほか、改正条例では、森林法の5条森林を含む森林地域すべてが設置規制区域となります。
24	広瀬川の清流を守る条例（昭和49年仙台市条例第39号）第8条第1項第1号の規定により指定された環境保全区域のみならず環境保全区域全体を指定する必要があるのではないか。	広瀬川の清流を守る条例（以下「広瀬川条例」という。）に定める環境保全区域のうち、本条例の設置規制区域に追加する予定としている森林地域や水道水源保全区域と同様に、特に自然環境保全の必要性の高い「特別環境保全区域」については、本条例でも当初より設置規制区域としております。また、広瀬川条例の第一種及び第二種環境保全区域内への太陽光発電施設の設置は、厳格な審査による許可制となっており、これまでに設置に係る問題などは確認されていないことから、一般の改正により本条例の設置規制区域に加えることは想定していないところです。環境保全区域には宅地などの開発済みの土地も多いほか、区域内の森林地域は改正条例にて設置規制区域とすることとしており、環境保全が図られるものと認識しておりますが、いただいたご意見を踏まえ、引き続き状況を注視してまいります。

No.	ご意見（概要）	本市の考え方
25	今回の条例改正素案の設置規制区域図と仙台市都市計画マスタープランの土地利用方針図との整合性はとられているか？	仙台市都市計画マスタープランにおける土地利用方針図は、都市計画法の規定に基づき、市町村が定める都市計画に関する基本的な方針として、都市の将来像や土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業等の方向性を示すものである一方、太陽光発電施設の設置規制区域は、土砂災害のリスクが高い区域や、自然環境・生態系への影響が大きい区域など、太陽光発電事業に特有の課題を踏まえて設定しているものであり、両者の目的に違いがあることから、異なる区域設定としております。
26	森林法の林地開発許可と改正条例との関係性を教えてほしい。	改正条例では、設置規制区域に森林法の林地開発許可の対象となる森林を含む森林地域を追加することを想定しております。森林法においては、林地開発許可基準に基づいた対策を実施しない場合は許可がなされないこととなっており、許可を受けていないにもかかわらず設置を進めるなど、法令違反等がみられる場合には、本市としても改正条例に基づき厳正に対処してまいります。
27	本条例では「設置規制区域」を定め、災害リスクが高い区域や環境保全が必要な区域での設置を原則禁止、予め市長の許可が必要としており、それ自体は評価に値する。この間の風水害などの自然災害は、気候変動の影響もあり大きな被害をもたらすものになっており、自然環境の破壊によってそのリスクはさらに大きくなる。素案P6の追加する許可基準の内容に「設置場所の生態系の保全に十分配慮した措置を講ずること」という内容も追加していただきたい。	改正条例では、環境保全に配慮した措置を講じていることを許可基準の一つとし、自然環境や生態系の保全への配慮に関しても事業者を求めることとしております。
28	森林地域と水道水源保全区域を設置規制区域に追加し、原則設置禁止・例外許可制とする方向性には賛成である。ただし、許可の可否を判断する具体的な基準が抽象的だと、事業者にも地域住民にも分かりにくく、判断のばらつきや不信感につながる懸念がある。許可基準については「どのような場合に許可しないのか」「どの程度の対策があれば許可対象となり得るのか」を、ガイドライン等で具体的に公表していただきたい。	今後、国により規制強化が進められている関係法令等とも整合を図りながら、条例の検討を進める中で、許可基準について可能な限り具体的に明文化を図る方向で検討してまいります。併せて、判断の具体的な考え方は運用の手引きなどに示すとともに、事業者や市民の皆さまの理解を得られるよう丁寧に周知してまいります。また、許可等の申請があった際には、関係機関とも情報共有を図りながら、厳格に審査してまいります。
29	森林地域について、「必要最小限の伐採」や「災害発生の防止」などの考え方が示されているが、定量的な基準が見えにくく感じる。斜面勾配、残置森林率、排水計画、盛土・切土の考え方、土砂流出対策などについて、技術基準や審査指標をより具体化していただきたい。森林や斜面地での太陽光発電は一度問題が起きると地域への影響が大きいため、可能な限り、数値基準を伴う審査にしていきたい。	
30	許可を行う審査過程で設備許可官庁や電力会社との情報共有をする必要があるのではないか。	
31	水道水源保全区域を規制対象に追加することには賛成である。その上で、水源保全の観点からは、平常時の排水計画だけでなく、豪雨・土砂災害・火災・パネル破損など、被災が重複して発生した場合の想定も審査の対象に含めるべきである。特に、事故発生時にどのような物質が流出し得るのか、初動対応を誰がどの時間軸で行うのか、下流側への影響確認をどう行うかまでを確認する体制を設けていただきたい。	改正条例においては、水道水源保全区域内に鉛・ヒ素・カドミウム・セレンの4物質のいずれかを含むパネルを設置する場合には、パネル破損時の事業区域外への流出リスクを把握するため、環境アセスメントの事前調査に準じた方法により、周辺状況、本市水道水源の位置、物質の測定結果等を取りまとめた調査書を作成するとともに、事故発生時の応急処置及び水質・土壌への影響の有無を調査するための調査箇所・手法・実施体制を示した具体的な計画を事前に提出していただき、その内容を厳格に審査することを想定しております。また、いただいたご意見も踏まえ、事故発生時には、事業者に対し、速やかに必要な措置を講ずるよう指導する体制を確保するなど、適切に制度を運用してまいります。

3 地域住民への説明に関するもの（9件）

No.	ご意見（概要）	本市の考え方
32	事業者の地域に対する説明が不足しているか・いないかというのは、どのように判断するのか？	改正条例では、住民への質問や意見に対する回答に論点のずれがないこと、回答が地域住民等からの質問や意見に沿ったものとなっていること、地域住民等が理解できるよう回答に工夫がされていることなどを求めます。 例えば、住民の懸念に対し、法令の許可を得ている事実のみを伝えるのではなく、法令の許可を得るにあたって講じた具体的な対策をわかりやすく説明するなどの対応が取られている必要があります。 また、説明後も、住民からの問い合わせに対応可能な体制を構築するとともに、説明不足がある場合などには、説明会を複数開催するなど、丁寧な対応を尽くしていただく必要があることから、そうした点を許可等の審査のなかで厳格に確認してまいります。
33	「地域住民等の理解を得られるよう必要な措置を講じていること」という許可基準は重要だが、「理解を得る」とは何をもって判断するのが不明確である。事業者と住民とのトラブル防止のため、説明回数、周知範囲、説明資料、質問回答の記録、公表方法など、必要な手続きを明文化していただきたい。	いただいたご意見を踏まえ、改正条例等では、周知対象となる地域住民等の範囲や、事業者の資力等といった説明資料に記載する項目について手引きに明示するなど、必要な手続きや判断基準について可能な限り明文化を図る方向で検討してまいります。
34	国のガイドラインや太陽光条例改正案でも、太陽光発電事業者に対して住民への適切な説明を求めている。しかし、太陽光発電事業者は住民説明を行ってはいないものの、一部では住民説明を行ったという実績のみが必要という誠意を感じられない対応となっている様子が伺える。また、太陽光発電事業を正しく理解するためには、専門的な知見が必要であり、住民が説明を受けても正しく理解し判断するのは難しいのが実情である。場合によってはデメリットは説明されないこともあるように感じる。このことから、太陽光発電事業が適正な手続きを経ていることや、住民の理解が得られていること、太陽光発電事業者の責任能力が適正であることなどを総合的に評価するための専門家による第三者機関の設置が必要と考える。この第三者機関の評価で適正と認められた太陽光発電事業のみ設置を認めるとすることはいかがか。	住民説明を行うにあたっては、説明を行ったという実績のみではなく、説明を通じて太陽光発電事業を正しく理解いただき、事業者と地域住民等との良好なコミュニケーションが図られることが重要であると認識しております。 改正条例では、住民説明の際、住民への質問や意見に対する回答に論点のずれがないこと、回答が地域住民等からの質問や意見に沿ったものとなっていること、地域住民等が理解できるよう回答に工夫がされていることなどを求めてまいります。 また、第三者機関の設置は想定しておりませんが、事業者に対しては、住民の意見等に対する対応状況の市への報告を義務付けるとともに、必要に応じて適切な住民説明を行うよう事業者に指導するなど、改正条例を厳格に運用してまいります。
35	事業者として地域住民への説明や配慮を最大限に実行していたとしても、建設的な話し合いとならないケースが発生している。事業者と近隣住民との話し合いが難航する場合は、公平な立場で行政が一定の調整を図っていただくことを検討いただきたい。	太陽光発電事業を行うに当たっての住民との協議は、実施主体である事業者の責任において対応することが基本であると認識しておりますが、紛争に発展する恐れがある場合などは、必要に応じて説明会に中立の立場として同席させていただくことや、対応が不十分な場合には複数回の説明会の開催を求めることなどを想定しております。
36	苦情、被害、紛争等が生じた場合の事業者責任を明確化する点は必要と思われる。ただし、実際には当事者間だけでは解決が難しい場合もあるため、市がどの段階で関与し、どのように助言・調整・是正確認を行うのかを、明確にいただきたい。事業者任せにするだけでなく、市の関与基準や、対応が不十分な場合の追加措置も示していただきたい。	また、いただいたご意見については今後の制度運用の参考とさせていただきます。
37	素案P11で事業者に対し、事業計画の周知や地域住民への説明会の開催を義務付けており、これ自体は評価いたしますが、条例では「住民の同意」が許可の絶対条件として明文化されているわけではなく、説明は尽くしたものの合意がないまま強行されるケースが起こりうると思う。「住民の同意が得られない場合は市長の責任において設置を許可しないこともありうる。」という内容を加えてはいかがか。	普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができることとされております。住民同意を条例における許可の条件とすることは、憲法が保障する財産権の侵害にあたり、過度な規制として法令に抵触する可能性があるものと考えております。 そのため、改正条例では、事業者の一方的な判断で事業が実施されることのないよう、事業実施前の地域説明に係る要件の厳格化を図るとともに、住民の意見等に対する対応状況について市への報告を義務付け、必要に応じて事業者に指導等を行うこととしております。
38	素案P10で事業者責任の明確化について言及しているが、許可した市の責任も明確化すべきと思う。「苦情、被害及び紛争が生じた場合の事業者の責任」の項には、「設置を許可した市長及び市にも責任があり相応の措置を講じなければならない」という内容を盛り込んでいただきたい。	加えて、本条例には、市が、条例の目的を達成するため、必要な措置を講ずることを既に規定しており、本規定に基づき、本市が事業者の対応状況等を確認し、条例遵守を指導するなど責任を持って制度を運用してまいります。 なお、いただいたご意見は今後の制度の在り方を検討していくうえでの参考とさせていただきます。

No.	ご意見（概要）	本市の考え方
39	<p>地域住民への説明は土地取得前から行い納得の上、契約を行っている。地主も太陽光になるならと高額で契約している為、契約しておきながら苦情を言うのは違うのではないか。</p>	<p>太陽光発電事業の実施にあたっては、事業者の責任において地域住民等の理解が得られるよう土地取得前から丁寧な対応に努めていただくほか、運転中に事故や災害が発生した場合や、事前説明に含まれていなかった事項などについて、苦情等が寄せられた際の適切に対応いただくことも重要であると認識しております。</p> <p>このため、事業者には、改正条例に基づき、設置前のみならず、運転中から廃止に至るまで、地域の理解が得られるよう事業運営に努めていただくとともに、苦情等が寄せられた場合には適切に対応していただくことの重要性も含め、改正条例の趣旨についてご理解いただけるよう丁寧に周知してまいります。</p>
40	<p>住民説明の際に、資金計画書、財務諸表、事業経歴書、実施体制図などを追加する方向性には賛成である。一方で、資料を提出するだけでは住民に十分伝わらない場合もあるため、専門知識のない住民にも分かるように、概要版や要約資料の作成を義務付けていただきたい。また、説明資料や質疑応答の記録については、説明会参加者だけでなく周辺住民も後から確認できるよう、公表方法を整備していただきたい。</p>	<p>改正条例では、住民説明の際、各資料に記載されている事項をわかりやすくまとめた説明資料を作成し、説明を行っていただくことを想定しております。また、説明資料や質疑応答の記録については、説明会参加者だけでなく周辺住民に対しても、配布していただくことを想定しており、こうした点を事業者には遵守してもらえるよう指導を行ってまいります。</p>

4 事業者に関するもの（4件）

No.	ご意見（概要）	本市の考え方
41	<p>事業を行う会社の実態が見えにくい事業者による乱開発の懸念がある中、事業者から提出を求める資料のみで、市が事業者の実態を適切に把握できる仕組みとなっているのか疑問である。</p> <p>太陽光発電事業では、開発段階、施工段階、設備完工後の運営段階において、事業者が変更されるケースが多く見られる。特にメガソーラー事業では、合同会社（SPC）やファンド形態による事業スキームが一般的であり、外国資本が出資する場合も少なくない。</p> <p>その結果、形式上の事業者とは別に、実質的な支配者が開発申請時の事業者となるケースが生じている。</p> <p>親会社や海外資本の有無、実質的な支配者や最終的に利益を得る者が誰であるのかといった点について、市としてどこまで把握できるのか、また、そのための規定が十分に設けられているのかを、明確に示していただきたい。</p>	<p>改正条例では、新規で太陽光発電施設を設置する場合又は事業譲渡を行う場合には、事業者の資力等に係る事項について、地域住民への説明を求めるとともに、本市への許可申請又は届出にあたっての必要書類を追加することを想定しております。</p> <p>具体的には、資本金の額や主な出資者、事業実績、予定している保守点検責任者、工事施行会社などの内容について住民説明を求めるとともに、本市には資金計画書や納税証明書、事業実施体制図などの書類を提出いただくことを想定しております。加えて、関係機関等との連携や、企業信用調査の活用などにより、海外資本かどうかにかかわらず、事業者の実態の把握に努め、地域との共生が図られた事業実施に向けて指導を重ねることで、地域住民の不安の払しょくが図られるよう、制度を厳格に運用してまいります。</p> <p>また、国が設置したメガソーラー対策のための関係省庁連絡会議では、各種制度の規制強化を進めており、令和8年4月からはNON-FIT事業者も対象とした、全省庁横断再エネ事業監視体制が新たに構築されることとなることから、本条例を含めた関係法令の違反が見られる事業に対しては、国とも密に情報共有を図りながら、厳正に対処してまいります。</p>
42	<p>市で確認できない点は、国などと連携を図り、海外企業が関係していないのか実態調査をしてほしい。</p>	
43	<p>いわゆる「悪徳」発電事業を取り締まる役割は、国にあることを明記し、それを国に求めること。発電事業の許認可権は国にあり、自治体はそれを拒否できない法的枠組みがあり、条例でしぼりをかけても限界がある。何を「悪徳」とするかは国が定めることだが、少なくとも秋保の事例のような”当該自治体からの問い合わせにも対応しない”は、明らかな違反として国に許可の取消を求めるべきである。</p>	
44	<p>秋保地区でメガソーラーの構想浮上が問題になっているが、事業者の実態について市で把握できていないのではないかと？</p>	<p>秋保地区の事業計画については、引き続き、企業信用調査なども活用しながら実態把握に努め、立地自粛を強く求めてまいります。</p>

5 特定事業者の環境影響評価に関するもの（9件）

No.	ご意見（概要）	本市の考え方
45	特定事業者の環境影響評価について、1ha以上または400kW以上の事業者に対して課すものがあるが、例えば地域に貴重な鳥の巣があるなど、環境に対する影響は場所によっては、1ha以下でも重大な影響を及ぼしてしまう場合があると思われるが、1haに満たない場合は無条件に許可となるのか？	改正条例においては、すべての事業者の責務として、環境保全・景観保全・防災・生活環境保全等に配慮した措置を講ずるよう求めることとしており、1haに満たない小規模な事業に対しても、必要な環境保全措置を実施していただくなど、適切に制度を運用してまいります。
46	特定事業者の定義について、森林地域1ha以上を要件にしているが、森林法の許可基準に合わせて0.5haにするべきではないか？	特定事業者の定義は、本市の環境アセスメント制度における森林地域での太陽光発電事業の規模要件との整合等を勘案しながら設定しており、今回の改正においては、定義の見直しは行わないことといたしますが、いただいたご意見は今後の制度の在り方を検討するうえでの参考とさせていただきますとともに、特定事業者の定義の考え方などについてご理解いただけるよう分かりやすい周知に努めてまいります。
47	特定事業者に対して、森林地域1ha未満や400kW未満に見直した案を含む立地計画案の提出を求める考え方は評価できる。ただし、制度上の基準が明確でないと、事業を分割して閾値未満に見せる形での「制度のすり抜け」が起きる懸念がある。同一事業者または実質的に一体の計画については、時期や隣接性、送電設備の共通性などを踏まえて、一体事業として判断する規定を設けていただきたい。	意図的に施設を分割する案件については、電気事業法施行規則の改正により、一体とみなすこととされているほか、環境アセスメント制度においても、事業計画段階において、隣地所有者が同一であったり、拡張予定がある状況であれば一体とみなす運用としております。本条例等においても、電気事業法及び環境アセスメント制度における施設の一体性の考え方を踏まえ、意図的に小規模な施設として複数に分割している場合には、一体とみなす運用としており、引き続き大規模事業者や特定事業者としての義務の遵守徹底を指導するとともに、許可にあたっては、事業者の対応状況等を確認し、厳格に審査いたします。
48	事業を故意に分割して特定事業者等を逃れようとする場合が考えられる。例えば、本来2000kWの発電所にもかかわらず399.9kW×5事業などにした場合など、それらの対策も検討すべきである。	本条例では、建築基準法第2条第1項に規定される建築物の屋根や屋上、壁面等に設置するものは対象外と定義しておりますが、地上設置型の出力20kW以上の太陽光発電施設や太陽光発電事業に関連して設置する蓄電池については、一体とみなす運用としており、意図的に小規模な施設として複数に分割している場合には、引き続き大規模事業者や特定事業者としての義務の遵守徹底を指導するとともに、許可にあたっては、事業者の対応状況等を確認し、厳格に審査いたします。
49	本条例では20kW以上と400kW以上で区分していて、400kW以上から強い規制をかけるという内容になっていると思われるが、例えば、390kWの設備を10基設置した場合は1基ごとに見れば、すべて400kW以下の設備になるが、条例上は400kW以上の設備として扱うのか、それともそれぞれの400kW未満の設備として扱うのか教えていただきたい。	本条例では、建築基準法第2条第1項に規定される建築物の屋根や屋上、壁面等に設置するものは対象外と定義しておりますが、地上設置型の出力20kW以上の太陽光発電施設や太陽光発電事業に関連して設置する蓄電池については、一体とみなす運用としており、意図的に小規模な施設として複数に分割している場合には、引き続き大規模事業者や特定事業者としての義務の遵守徹底を指導するとともに、許可にあたっては、事業者の対応状況等を確認し、厳格に審査いたします。
50	400kW以下や蓄電池、屋根の設置などは送電線でつなげば、メガソーラーのような大規模な事業と同様になるのではないか？	本条例では、建築基準法第2条第1項に規定される建築物の屋根や屋上、壁面等に設置するものは対象外と定義しておりますが、地上設置型の出力20kW以上の太陽光発電施設や太陽光発電事業に関連して設置する蓄電池については、一体とみなす運用としており、意図的に小規模な施設として複数に分割している場合には、引き続き大規模事業者や特定事業者としての義務の遵守徹底を指導するとともに、許可にあたっては、事業者の対応状況等を確認し、厳格に審査いたします。
51	小規模ながらも他事業者が近接する地域で同様な事業開発をする場合、対象地域周辺では累積的に規模の大きな開発となりかねない。後発事業者には、累積する開発（事業地）全体の環境影響評価を義務化するなど、市長による許可が制限されるような制度も必要と思われる。	特定事業者の環境影響評価にあたっては、本市環境アセスメント制度と同様に、可能な限り隣接事業による複合影響を予測評価するとともに、周辺事業者との情報共有に努め、地域への複合的な影響を低減するよう求めてまいります。また、改正条例においては、環境影響評価の対象外となる小規模な施設も含むすべての事業者の責務として、環境保全・景観保全・防災・生活環境保全等に配慮した措置を講じていただくこととしており、その枠組みの中で、周辺環境の保全を図っていただくよう指導するなど、適切に制度を運用してまいります。
52	本改正案は、個別事業ごとの環境影響や安全対策を強化する内容として評価できるが、複数事業が近接して立地する場合の累積的影響への視点が弱いと感じる。例えば、1件ごとでは基準未満でも、周辺で複数の太陽光発電施設や伐採が重なることで、景観、生態系、流出水、災害リスク、住民負担が大きくなる可能性がある。そのため、許可審査や環境影響評価においては、単独案件だけでなく周辺の既存・計画中施設を含めた累積影響の確認を行う仕組みを追加していただきたい。	特定事業者の環境影響評価にあたっては、本市環境アセスメント制度と同様に、可能な限り隣接事業による複合影響を予測評価するとともに、周辺事業者との情報共有に努め、地域への複合的な影響を低減するよう求めてまいります。また、改正条例においては、環境影響評価の対象外となる小規模な施設も含むすべての事業者の責務として、環境保全・景観保全・防災・生活環境保全等に配慮した措置を講じていただくこととしており、その枠組みの中で、周辺環境の保全を図っていただくよう指導するなど、適切に制度を運用してまいります。
53	よくある質問（QA）4番、「周辺環境との調和に配慮したパネルの色彩にするなど」と記載されているがどのような色なのか？緑色にすることを想定しているのか？	「周辺環境との調和に配慮した太陽光パネルの色彩」とは、周囲の自然や街並みの中で目立ちにくい、落ち着いた色合いを指します。具体的には、低明度・低彩度の色とすることを基本とし、黒色や濃紺色、ダークグレー、ダークブラウンなどとすることを想定しております。一方、緑色については、一般的な例として明示されているものではなく、色の明るさや鮮やかさによっては、周辺環境の中でかえって目立つ場合があります。このため、色の種類のみで判断するのではなく、周囲の景観との調和や見え方を総合的に考慮することが重要であると考えており、こうした制度の詳細については運用の手引きにて明確化を図ってまいります。

6 定期報告に関するもの（2件）

No.	ご意見（概要）	本市の考え方
54	定期報告について、報告書の提出日や提出方法について教えてほしい。	報告対象期間は、報告を行う年度の前年度の4月1日から3月31日までとし、施設の点検の内容や廃棄等費用の確保状況、保険の加入状況などについて、指定様式による定期報告書に記載の上、毎年6月30日までに電子申請、メール、FAX、郵送、持参にて提出いただく想定としております。
55	毎年度の定期報告を義務化する点は重要だが、報告先が市だけでは住民不安の解消に十分つながらない可能性がある。点検結果、撤去費用の確保状況、保険加入状況などについて、個人情報や営業秘密に配慮した上で、可能な範囲を公表する仕組みを設けていただきたい。少なくとも、住民が自分の地域の施設の維持管理状況を確認できるようにすることが、信頼確保につながると考える。	定期報告の目的は市が事業者の義務の履行状況を把握し、必要な是正指導を行うためのものであることや、定期報告の内容には、点検の詳細な内容や結果など、不開示情報も含まれていることから一律に公表を義務付けることまでは想定しておりませんが、いただいたご意見を踏まえ、維持管理計画や点検時期など、可能な範囲での自主的な情報公開を事業者に求めてまいります。

7 廃棄費用の確保に関するもの（10件）

No.	ご意見（概要）	本市の考え方
56	廃棄費用について、10年目から東北電力で強制時に積立が始まるので既に義務化されているのではないかと。仙台市は経済産業省や県や東北電力と情報を共有していないのか。	再エネ特措法の事業認定を受けている事業者については、調達期間（FIT期間）終了の10年前から、廃棄等費用を売電収入から源泉徴収的に第三者機関に積み立てる仕組みとなっていることを踏まえ、年1回の定期報告にて、その廃棄等費用の積立状況について報告いただくことをもって義務を履行しているものとみなす運用とすることを想定しております。一方で、再エネ特措法に基づく事業認定を受けていない事業者、いわゆるNON-FIT事業者については、合同会社などの事業形態にかかわらず、同法における廃棄等費用積立制度の対象外となってしまうことから、廃棄等費用の確実な確保に向けた国の制度によらない本市独自の対策として、NON-FIT事業者のみを対象に、施設設置前の保証金の預け入れと、本市との質権設定契約の締結を求めたいと考えております。このことにより、施設が放置され、撤去命令等にも応じないようなケースが発生した場合においても、本市が行政代執行により施設を撤去し、その費用を当該保証金から優先的に徴収することが可能となると考えております。いただいたご意見は今後の制度運用の参考とさせていただきますとともに、引き続き、経済産業省や宮城県などの関係機関と情報共有を図りながら、適切な制度の運用に努めてまいります。
57	保証金制度は再エネ特措法に基づく事業認定を受けている電力事業者について求められているところであるが、仙台市で同様に対象とすると重複するのではないかと。	
58	保証金制度の内容や金額は事業者の負担が大きい印象を受ける。保証金制度の手続きについては、保証金の預入でなく、口座の残高証明などに代えることを検討してほしい。	
59	責任のない合同会社の倒産隔離をするには供託金方式で行わなければならないのではないかと。	
60	本条例には「廃止に至るまでの義務」が含まれており、適正な維持管理や将来の廃棄を見据えた費用確保、廃棄までの報告規定が設けられている。しかし、具体的な廃棄費用の積み立てや、事業者が倒産した際の放置リスクに対する実効性については、疑問が残る。国の制度（廃棄費用の外部積立義務化）に依存する部分が大きく、市独自でどこまで担保するのかの言及も必要と考える。	
61	廃棄費用が設置費用の5%とされているが、実際には原形復旧を行うには設置費用の25%程度はかかると思慮される。	資源エネルギー庁が行った太陽光発電設備の廃棄等費用に関する全国調査の結果、廃棄等費用の中央値が国が想定する資本費の概ね5%であったことを踏まえ、FIT制度では、廃棄等費用として、資本費の5%相当の積立てを求めています。本条例においてもこれを参考としたところでございます。また、森林地域や傾斜地などについては、設置にあたっての工事費が高額となることから、その額と連動した保証金額の積立を求めることが可能になると考えております。国が想定する廃棄等費用とは、解体・撤去及びこれに伴い発生するパネルや架台、基礎などの廃棄物を処分する費用を指すものであり、リサイクル及び現状復旧に係る費用は含まれておらず、制度上も努力義務としておりますが、いただいた意見を参考とし、将来的な金額の水準の在り方について、国におけるFIT制度の見直しやリサイクル制度の検討状況等を注視しながら検討を深めてまいります。
62	廃棄費用について設置費用の5%はリサイクルの金額を想定していると思われるが、元の状況に戻すということを考えると、設置費用の2、3割はかかると思慮される。リサイクルだけ見て判断することは不備があるのではないかと。	
63	NON-FIT事業者に保証金の預入れを求める制度は、放置案件対策として有効と思われる。ただし、保証金額を「工事費総額の5%」または「廃棄等費用見積額」のいずれか高い額とするだけでは、地形条件や搬出条件によっては実際の撤去費用と大きくずれるおそれがある。森林地・傾斜地・水源地域など、撤去難度が高い案件については、より実態に即した算定方法や定期的な見直しの仕組みを設けていただきたい。	
64	太陽光パネルの処理にあたっては、マニフェストやその商品を明確化する必要があると考える。明確化されていないと、国も市も対応できないはずである。	本条例では、事業者に対し、太陽光パネルのメーカー名や型式、含有物質に関する情報の提出を求めるとともに、廃棄等を行う場合には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を提出いただくなど、適切に廃棄がなされているか確認を行うこととしております。
65	太陽光パネルの廃棄処分について、「太陽光パネル自体がどのような成分で、どこで作ったもの」ということが明確でないと処理ができないと業者から聞いている。	現在、国においても、2030年度後半以降の大量廃棄に備えて、可能な限り多くの太陽光パネルのリサイクルが行われるよう、新たな法制度案を閣議決定したところであると認識しており、こうした動向を注視しつつ、本市内において太陽光パネルの廃棄等の事例が生じた場合には、本条例に基づき、事業者に対し太陽光パネル等の適正処理やリユース・リサイクルを促してまいります。

8 保険の加入に関するもの（8件）

No.	ご意見（概要）	本市の考え方
66	設置会社のほとんどは合同会社が占めていると思われる。合同会社は有限責任なので資本金の額しか責任を負わない。例えば、火事などが発生した際にその合同会社の実質的支配会社を責任で取り込むという保全処置がないと山火事のような自然災害が発生した際に誰も責任を負わない。ということになるのではないかとこのことを危惧している。	改正条例では、合同会社などの事業形態にかかわらず、発電事業者に対し、万が一の災害・事故に備え、保険加入を努力義務とするとともに、1000kW以上の大規模事業者に対しては、既存施設についても保険加入を義務とし、地域住民の皆さまに損害が発生した際には、適切な補償が確実に行われるよう事業者に向けてまいります。いただいたご意見を参考とし、保険加入の必要性等についてご理解いただけるよう、丁寧に周知するとともに、事故等を未然に防止するため、事業者に対し、施設の適切な維持管理について指導してまいります。
67	合同会社は有限責任なので資本金の額しか責任を負わないので、社員を派遣して人事支配している会社が、災害時の損害額を負担する法的な保全をすることが必要ではないか。	
68	保険の加入については、設備損害保険か賠償責任保険のどちらを求めるのか？	保険の種類については、工事中は損害賠償責任保険、運転開始後は損害賠償責任保険および設備損害保険（火災保険、地震保険）としており、工事中と運転開始後で想定されるリスクが異なることを踏まえ、それぞれの段階に応じた保険の加入を求めることとしております。
69	既存事業者について、保険会社から「地震保険は宮城県は扱っていない」と説明があった。義務になるとどう対応したらよいか？	本市に許可申請又は届出を行っている事業者の中には、損害賠償責任保険や火災・地震保険に加入している事業者も確認されており、太陽光発電事業に対応した保険が取り扱われているものと認識しております。また、保険料の相場は、事業規模のほか、保険会社や補償内容によっても異なります。保険加入にあたっては、事故等により想定される廃棄等費用の額も念頭に置きつつ、廃棄処理や修繕を行うために必要十分な保険金の支給額となるようご検討いただくなど、適正な保険の選定をお願いいたします。いただいたご意見を参考とし、資源エネルギー庁で紹介している保険商品の情報や保険加入の必要性等について丁寧に周知してまいります。
70	損害保険について、現在、日本の保険会社はメガソーラーの保険は受け付けていない。そのような状況でどのように保険加入を義務化するのか？	
71	事業者が加入している保険は、パネルが破損した際の保証などの損害賠償責任を担保する保険であるが、日本の保険会社は、ほとんど引き受けていないはずである。どのように認識しているのか。	
72	保険について、保険会社が扱う保険が高額になってきており保険に加入されない事業も出てきている。太陽光事業の保険を扱っている会社はないと聞いたため、保険会社に太陽光設備の保険を扱うよう仙台市からお願いしてほしい。また、指定の保険会社を紹介してほしい。	
73	保険料は、規模による適正値を算定するよう指導いただきたい。	

9 事故報告に関するもの（5件）

No.	ご意見（概要）	本市の考え方
74	<p>定期報告や保険加入義務、事故発生時の報告義務など、新規施設は義務化しても致し方ないと思われるが、既存施設にも適用すると事業者の対応や負担が増加する。</p>	<p>既存施設については、設置から一定の期間が経過しており、設備の経年劣化による事故発生リスクが懸念されることから、新規施設同様に、適正な維持管理や事故発生時の迅速な対応が重要と考えております。</p> <p>このため、改正条例においては、既存施設に対しても年一回の定期報告や保険加入、事故発生時の報告などに関する規定を適用することとしておりますが、いただいたご意見は今後の制度運用の参考とするとともに、事業者の皆様にご理解をいただけるよう、制度の丁寧な周知に努めてまいります。</p>
75	<p>事故報告の事故の内容はどのようなものか？</p>	<p>事故報告は、火災事故や自然災害等により太陽光パネルや架台などの施設が損壊した場合、または周辺地域等に環境の保全上の支障が生じた場合を対象としており、その内容は、電気事業法に基づく電気工作物に関する事故報告制度に準ずるものとしております。</p>
76	<p>既存施設にも保険加入や事故報告を広げる方向性には賛成です。</p> <p>そのうえで、事故発生時には市への報告だけでなく、周辺住民への情報提供についてもルール化していただきたいです。</p> <p>特に火災、土砂流出、パネル破損など、周辺環境や安全に影響する事故については、発生日時、場所、被害状況、応急対応、今後の再発防止策を、住民に速やかに周知する仕組みが必要だと考えます。</p>	<p>事故等が発生した場合には、本市へ直ちに第一報として電話、メール等により発生日時・発生場所・事故が発生した施設・事故の内容等について報告することとしており、事業者に対し、施設の復旧や、周辺環境の保全のために必要な措置を速やかに講ずることを求めます。</p> <p>また、事故等による具体の被害が発生又はその可能性が生じるような場合には、周辺住民に対し、事故の概要や再発防止策、復旧対応などを説明するよう事業者へ指導してまいります。</p>
77	<p>令和6年度に発生した西仙台の火災事故の件について、発災の原因となったボックスのメーカーについての公表がない。</p>	<p>ご指摘の火災事故の出火元とされているパワーコンディショナーについては、現時点で危険性がある製品としてリコール対象とはなっていないことから、メーカー名を公表することは難しい点についてご理解ください。</p>
78	<p>西仙台の火事になったボックスについては、ゴルフ場に数百台かけて設置されており、同時に他のゴルフ場にも使われている可能性があり、公表されるのは当然ではないか。国で調査しているのは承知しているが国が明確な回答を出していない。危険なものは公表すべきであり、住民第一に考えてほしい。</p>	

10 その他（15件）

No.	ご意見（概要）	本市の考え方
79	改正条例で、万が一違反があった場合、工事中であれば工事を停止することができるのか、どれくらいの罰則が科されるのか、具体的な金額などがわかれば教えていただきたい。	本条例では、指導、助言、勧告等の行政指導に加え、措置命令や罰則などの強制力をもつ行政処分を定めております。許可を得ず工事に着手した場合や法令違反があった場合などには、中止や施設撤去に関する勧告を行い、正当な理由がない場合には強制力を持つ中止命令、撤去命令や5万円以下の過料を科すこととなります。
80	太陽光設備は20年間であり、撤去後更地になり緑地森林地になっていく。悪影響の土地に無理やり設置した設備はどんどん壊れていると思うのでそちらの調査をして対応してほしい。	本市では、令和6年度より太陽光発電施設の実態調査を実施しており、特に災害リスクの高い施設や、設置から一定期間が経過している施設を優先して現地調査を進めております。調査の結果、不適切な管理あるいは放置されていると判断した施設については、改善に向けた措置について指導等を行っているところです。
81	改正前後の主な手続きの流れというところで、工事中や運転中などのフローの中で、市職員や専門家が調査することはあるのか？	こうした現地調査に加え、改正条例では、年1回の定期報告を求めることを想定しており、市内すべての太陽光発電施設の維持管理状況と基礎情報の把握や定期的な施設の点検を促すとともに、森林法や盛土規制法などを所管する関係部署とも連携し、必要に応じて専門知識を有する行政職員が現地を確認して適正な事業運営を促すなど、厳格に運用してまいります。
82	事業者と関係性のない大学教授などの第三者が、現地調査し、違法性や危険なところがないかなど、確認することはないのか？	こうした現地調査に加え、改正条例では、年1回の定期報告を求めることを想定しており、市内すべての太陽光発電施設の維持管理状況と基礎情報の把握や定期的な施設の点検を促すとともに、森林法や盛土規制法などを所管する関係部署とも連携し、必要に応じて専門知識を有する行政職員が現地を確認して適正な事業運営を促すなど、厳格に運用してまいります。
83	太陽光発電施設の適切な保守点検や維持管理について、必要となる金額や業者についての情報がほしい。	太陽光発電施設の適切な保守点検及び維持管理は重要であり、宮城県環境生活総務課のHPにおいて、設備（住宅用・事業用）の点検等を行う県内事業者の情報提供を行っていますので、ご参照いただければと存じます。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kanseisom/taiyoukoumente-data.html
84	本改正案では、設置規制の強化、維持管理、廃棄費用の確保は示されているが、事業終了後の「原状回復」の内容や水準が十分に確認できない。パネルや架台の撤去だけでなく、造成した土地、排水設備、擁壁、フェンス、管理用通路などをどこまで撤去・復旧するのかを明確にいただきたい。特に森林地域や斜面地では、設備撤去後に土地だけ不安定なまま残ると、長期的な土砂流出や景観悪化の原因になり得る。そのため、廃棄等費用の確保に加えて、原状回復計画の事前提出と、完了時の確認手続を明確化していただきたい。	本条例では、事業廃止後の施設を撤去した後の土地について、土砂流出等がないよう安全対策を行い、自然環境や景観等に配慮し、原状回復、植林等の必要な措置を講ずるよう、事業者に求めています。改正条例において、原状回復の内容は、申請時の書類として事前に提出いただくことを想定しており、撤去後の土地利用方針や災害防止対策等について確認し、不備等がある場合は指導等を行います。事業の廃止時には、撤去前後の写真と廃棄にあたってのマニフェストの提出を求めるとともに、必要に応じて現地確認や指導等を行うなど、適正な施設撤去・原状回復がなされるよう厳正に対処してまいります。

No.	ご意見（概要）	本市の考え方
85	電気料金内の再エネ発電賦課金の完全撤廃を求めているが、市としてどのように考えているか。	再エネ賦課金は、再生可能エネルギーの普及拡大に向け、電力会社が再生可能エネルギーで発電された電気の買い取りにかかった費用を、広く電気の利用者から集める国の仕組みです。国は、近年、再エネ賦課金による国民負担が増加している点を課題と捉え、買い取りによらず、自立的に導入が進む状態を早期に実現することを目指すとしており、本市としても、その動向を注視してまいりたいと考えております。
86	発電所の規模に応じた蓄電設備の導入支援（補助金）について、市としてどのように考えているか。	本市では、発電所等への蓄電設備導入支援は行っておりませんが、住宅等に設置した太陽光発電による電気の自家消費を一層進めるとともに、防災力向上の観点から、令和8年度より、住宅・事業所を対象に、蓄電池の導入に対する補助を開始したところです。
87	蓄電設備からの別途購入金の導入を求めているが、市としてどのように考えているか。	
88	新築建築物の太陽光パネルが設置義務化になったが、このパネルは中国製限定になるのか？それとも日本製やアメリカ製など、ほかの海外の製品でも自由に選べるものなのか？	令和9年4月からの「新築建築物への太陽光発電導入等促進制度」においては、特定の製品に限定することなく、太陽光発電の導入を推進することとしております。一方、市民の皆様の中には、太陽光発電の安全性などに対する懸念をお持ちの方がいらっしゃることは認識しており、本制度では、安全性の確保や人権配慮など必要な事項を独自に定め、対象事業者に遵守を求めるとしてしております。今後、機会を捉えて遵守の徹底を求めるとともに、当該遵守状況を適切に確認することで、市民の皆様が安心して太陽光発電を導入いただけるよう取り組んでまいります。
89	中国製のパネルはウイグル人奴隷の搾取で作られている。純日本製パネルに限定してほしい。	また、改正条例においても、太陽光発電設備の導入にあたり、国のガイドラインに基づく安全性の確保や人権配慮など、遵守すべき内容を明示することとしており、事業者に対し、太陽光発電設備の安全性の確保等について求めてまいります。
90	太陽光パネルに含まれる有害物質の含有量などが公表されていない太陽光パネルの設置は認めないという規制も必要ではないかと思われる。また、国や自治体として、太陽光パネルに含まれる有害物質の含有濃度等を数値的に規制することも必要ではないかと思われる。	国が使用を禁止していない製品について、本市が使用を制限することは難しいと考えていることから、太陽光パネルに含まれる有害物質の含有量に基づく規制は想定しておりませんが、改正条例では、国が示している品質（JIS規格）やガイドライン等に基づき、事業者に対して適正な品質のパネルを使用することを求めてまいります。いただいたご意見を今後の制度の在り方の参考としながら、改正条例を厳格に運用してまいります。
91	現在、大型太陽光発電施設に変わり、蓄電所設置が普及化しているが、火災、騒音、有害物質流出の恐れなど、地域住民への不安や不信感が広がっており、蓄電所についても規制すべきでないか。	蓄電池事業は、現時点では導入に係るコストが高く施設の大型化が困難であり、本市内において森林の大規模伐採など自然環境等に著しい影響を及ぼす開発に至った事例はないことから、太陽光発電と異なる事業特性を有しているものと考えております。このため、現時点において、蓄電池事業に対し、太陽光発電事業と同等の規制を行うことは想定しておりませんが、引き続き、事業を取り巻く状況を注視しつつ、関係部局とも連携しながら、必要な対応を検討してまいります。
92	太陽光発電施設は規制の対象となっているが、大規模な蓄電所も同様に、騒音や火災の発生リスクがあり問題であると認識している。蓄電所も同様に規制の対象にする必要があるのではないか？	

No.	ご意見（概要）	本市の考え方
93	<p>G7の中でエネルギー自給率最低の10%台の状況を変え、化石燃料からの脱却、原発依存をやめ、生産国にとってもエコではない輸入バイオマス火力発電も終わりにできる、大きな座標軸で国も自治体もエネルギー政策をつくってほしい。日本では今も大手電力会社が送電網を所有しているが、系統に新しい再エネ電源を優先的に接続させ、送電網の拡充や電力会社間での融通の拡大をするなど、再エネ優先の電力システムへの転換を進めるために仙台市は積極的役割を果たすことを希望する。電力事業者の地域を超えての連携と再エネを無駄にしないため連携線強化の方針を国、自治体、事業者で協力して持つべきではないか。燃料のかからない再エネを優先使用できる仕組みを行政も事業者も協力して追求すべきであり、再エネの優良事業者を積極的に評価する仕組みを検討して欲しい。そして、お金が地域の中で回り、域外流出しないシステムを育成してほしい。優良事業者の支援充実（保険料負担の支援）も検討してはいかがか。</p> <p>また、アセス逃れの出力にとどめた旧式の石炭火力発電所が仙台市内にあり、早期撤退を市としても促すべきである。地域住民とのコミュニケーションでも、当初「ない」としていたすす状の降下物などの原因や説明、施設見学申し込みの対応なども到底良好とは言えない。化石燃料火力発電は再エネの拡大を抑制することになり、一刻も早く撤退するよう市として促すべきである。そうでないと問題ある太陽光発電事業者の対応とで、バランスを欠く対応と市民の目に映る。</p>	<p>電力システムの在り方を含むエネルギー政策は、安全性を大前提に、安定供給や経済効率性、環境適合性の観点を踏まえ、国が責任を持って判断すべきものと認識しております。一方、脱炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギーの普及拡大は急務かつ不可欠であり、本市としましては、大規模な森林伐採を伴うメガソーラーではなく、建築物が集積するという本市の特性を活かし、屋根を活用した自家消費型の太陽光発電の導入を推進することが重要と考え、令和9年4月から新築建築物への導入を促進するための新たな制度を開始することとしております。本制度では、ハウスメーカー等に一定量の太陽光発電の導入を義務付けますが、優れた取り組みは積極的に表彰し、先進事例として共有・発信する仕組みとしております。また、国から選定された「脱炭素先行地域」においては、電力会社を始めとした関係事業者と連携し、再エネの普及につながる脱炭素モデルの創出にも取り組んでいるところです。今後も、こうした取り組みを通じ、エネルギーの地産地消を進め、エネルギー自給率の向上に寄与してまいります。</p> <p>またご指摘の火力発電所に関しては、これまでも公害防止協定に基づき、地域住民との環境コミュニケーションの推進を求めてきたところであり、引き続き適切に対応してまいります。</p>